

令和 8(2026)年度分二国間交流事業 共同研究・セミナー 事務取扱の手引
＜令和 7(2025)年度事務取扱の手引からの主な変更点＞

(1) 手引

カッコ内の数字は手引の項目番号です。

- ① 書類の提出方法
 - ・ 【表 1】 利用するオンラインストレージサービスを Proself から Box へ変更しました。
- ② 研究倫理教育に関するプログラムの受講対象者変更
 - ・ (3-4-2) 研究倫理教育に関するプログラムの受講対象者を日本側参加者（共同研究・セミナー共通）としました。
- ③ 再委託について
 - ・ (4-1) 再委託は原則不可のため削除しました。
- ④ 証拠書類の保管について
 - ・ (4-2-3) 委託費収支簿とそれに関する証拠書類の保管を 5 年から 7 年にしました。
- ⑤ 第三国出張について
 - ・ (4-3-1,6-1-1(2)) 第三国への出張・渡航の条件がより分かりやすいよう記載しました。
- ⑥ 相手国内の滞在費の受給手続きについて
 - ・ (4-3-2) 代表者同士を中心に連絡調整を行うことを明記しました。
- ⑦ 残額が生じる場合の変更について
 - ・ (5-2-2) 本会が電子申請システム上支出報告書を受理した後の返還額の減額および返還後の請求には応じられないことを明記しました。
- ⑧ 第三国出張の渡航先を変更する場合
 - ・ (6-1-1) (2) ③実施計画書時点で承認された第三国出張から計画の変更があり、渡航先が変更になった場合は 10-2 を提出するようにしました。
- ⑨ 日本側代表者の変更について
 - ・ (6-1-1) 日本側代表者の交代は原則できない旨を明記しました。
- ⑩ 日本側代表者が年度開始時に異動した場合
 - ・ (6-1-2) 年度開始時に異動する場合、年度途中時と同様、転出届（様式 11）を提出いただくようにしました。
- ⑪ 法令等の遵守
 - ・ (8-5,6,7,8,9) 募集要項に合わせて追記しました。

(2) 様式

① 主な変更点

- ・ (様式 8) 消費税相当額部分の金額列を追記しました。記入要領と作成上の注意を整理しました。
- ・ (様式 9) 完了通知書の根拠を業務委託契約書に基づくものとしました。
- ・ (様式 10-1) 再委託は原則不可のため削除しました。
- ・ (様式 10-2) 第三国出張の渡航先の変更について追加しました。